

学校法人こざくら学園こざくら第二幼稚園利用規約

未就園児教室入会時

【施設名】 学校法人こざくら学園 こざくら第二幼稚園

【住 所】 千葉県美浜区真砂4-17-2

第1条（入会基準）

- 1) 本園は、本園の保育方針、また園の定める諸規定や園だより等を通じてのお願い、さまざまな約束事にご賛同いただける方を入会の基準としております。
園と保護者の方の考えが異なる場合は、お子様に対して責任を負いかねますので、入会をお断りさせていただく場合がございます。
- 2) お子様の発達面等で心配な事がある場合は、必ず事前にご相談ください。お子様一人に対し、専任の教諭（加配）を設置しなければ保育活動ができないと思われる場合は、入会許可後であっても入会を取り消す場合がございます。また、入会後にお子様の発達面で加配が必要と判断した場合には本園の方針、職員配置では対応に限界がある為、保育時の保護者の同伴、または、退会していただく場合があります。

第2条（在籍資格）

第1条の入会基準に同意し、学校法人こざくら学園こざくら第二幼稚園（以下、「こざくら第二幼稚園」と記す）に入会の申込をして、園の承認を得た幼児を園児として登録いたします。

第3条（在籍資格期間）

在籍資格の有効期限は入会時より、在籍資格を喪失する（退会）までと致します。

第4条（除籍）

こざくら第二幼稚園は、園児で次の各項に該当する時は、除籍することができます。

- 1) こざくら第二幼稚園利用規約に違反した場合。
- 2) こざくら第二幼稚園の名誉・信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
- 3) こざくら第二幼稚園の方針や指示に従わなかった場合。
- 4) 保育料及びその他の費用の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。
- 5) その他、園児及びその保護者と本園との間で信頼関係を維持できないと本園が判断した場合。

第5条（在籍資格の喪失）

本規約第4条に該当する場合は、在籍の資格を喪失します。（退会）

第6条（権利の喪失）

在籍資格を喪失（退会）した場合、それ以降の権利を全て破棄していただきます。

第7条（利用規約の変更）

本園は、利用規約の内容を、必要に応じて変更することがあります。この場合、本園は、変更内容を園のおたよりの発行、WEBサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知します。変更後の利用規約は周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

こざくら第二幼稚園利用規約同意書

未就園児教室入会時

(園児氏名)

(生年月日) 令和 年 月 日

入会につきましては、入会后、利用規約（別紙参照）に同意し、これを守ることを誓約し、同意書を提出致します。

万が一利用規約に反し、また、提出書類などに虚偽や漏れがあった場合、入会の取り消し処分または、除籍処分を受けても異議は述べず、一切の責任は、保護者が負うものとします。

令和 年 月 日

(住所)

(電話)

(保護者氏名)

印